



大学改革支援・学位授与機構が実施する 大学機関別認証評価/大学機関別選択評価 について

平成29年5月
大学改革支援・学位授与機構
大学機関別認証評価等説明会



本日のお話

1. はじめにー“認証評価／大学の質保証”とは
2. 2巡目(平成24年度から30年度)の認証評価
3. 3巡目に向けての検討 ～ 平成27、28年度の省令改正等
4. 選択評価 ～ 研究・地域貢献・教育の国際化



認証評価とは

学校教育法第109条

大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。．．．．

3



選択評価とは

- 大学機関別選択評価は、機構が1巡目において実施した選択的評価事項に関する評価を発展させたもの。
- 大学機関別選択評価は、機構が定める選択評価事項について、認証評価とは別に機構が独自に行う第三者評価として実施する。
 - － 機構以外の認証評価機関による認証評価を受け、大学機関別選択評価のみを機構に申請することが可能
 - － 大学が希望する年度に申請が可能

4



大学の質保証

●内部質保証

大学の質保証の責任は、第一義的には、その大学自身にある。

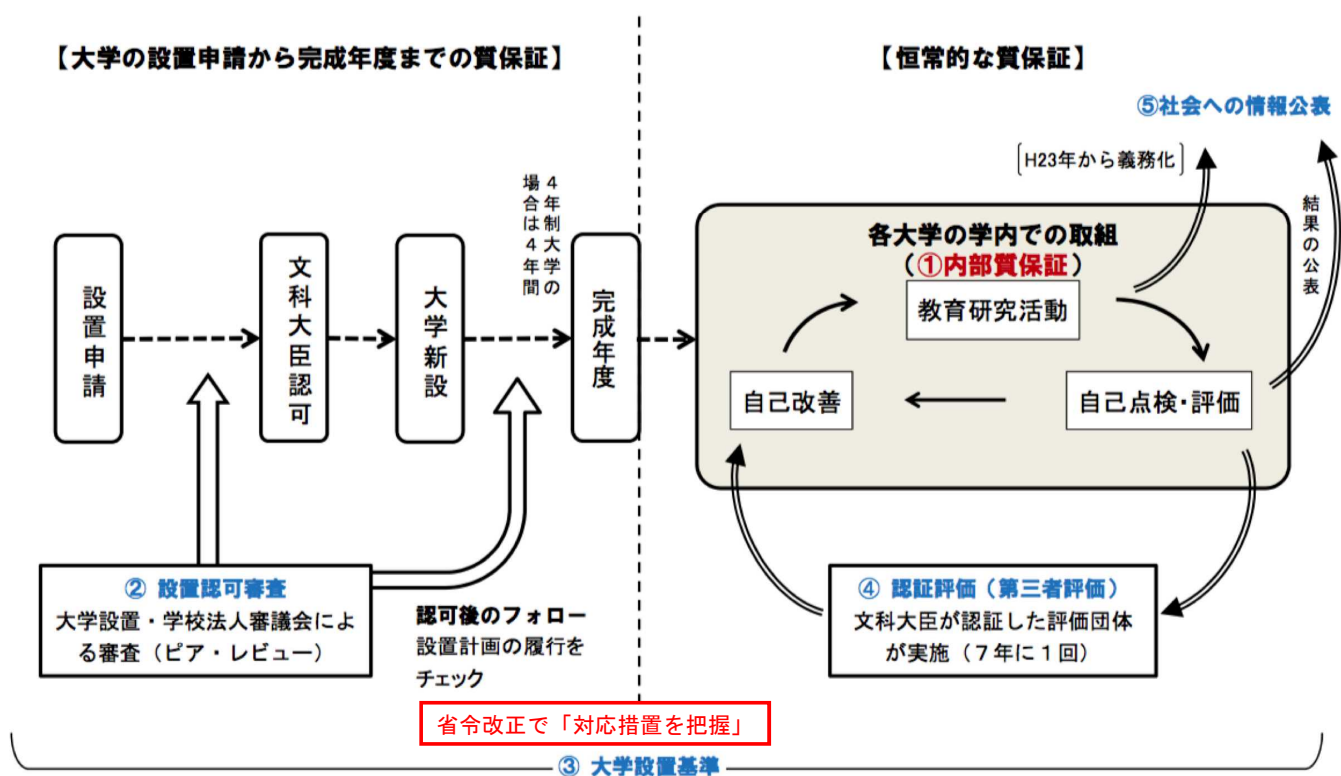
(一貫した方針としてきたが、平成28年度省令改正)

●外部質保証(第三者機関による質保証)

- ・ 大学設置基準による設置認可(事前規制)
- ・ **大学評価基準による認証評価(定期的な事後確認)**

大学評価基準は、設置基準+アルファ

5



教育課程、教員数・教員資格、校地・校舎面積などの最低基準を定める(教育研究水準を確保)

6



大学改革支援・学位授与機構が行う 大学機関別認証評価

参照資料

『大学機関別認証評価：実施大綱』

『大学機関別認証評価：大学評価基準』

7



大学機関別認証評価の目的

1. 認証評価機関が定める大学評価基準に基づいて、大学を定期的に評価することにより、教育研究活動等の質を保証する。
2. 評価結果を大学にフィードバックすることにより、教育研究活動等の改善に役立てる。
3. 大学の教育研究活動等の状況を第三者評価を通して社会に分かりやすく示す。

8



大学機関別認証評価の基本的な方針

1. 大学評価基準に基づく評価
2. 教育活動を中心とした評価
3. 各大学の個性の伸長に資する評価
4. 自己評価に基づく評価
5. ピア・レビューを中心とした評価
6. 透明性の高い開かれた評価
7. 国際通用性のある評価

9



基本方針1 大学評価基準に基づく評価

- 機構が定める大学評価基準に基づき、各大学の教育研究活動等の総合的な状況について、**基準を満たしているかどうかの判断** * をする。

* 関係法令(学校教育法、大学設置基準等)への適合性判断を含む。



基本方針2 教育活動を中心とした評価

- 「認証評価」は「教育」を中心に大学を評価する。
 - － 大学の役割・機能:「教育」「研究」「(その他の)社会貢献」。各役割・機能への比重の置き方は各大学の選択によるが、「教育」に重点を置かない大学はない。
 - － 評価の国際的動向(大学のグローバル化に対応)
- かつては、教員個人の取組が中心であったが、**組織**としての教育力が問われるようになっている。

11



基本方針3 各大学の個性の伸長に資する評価

- 大学の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関する各大学の「**目的**」「**目標**」「**理念**」等を踏まえて評価を実施する。
- 「**優れた点**」を積極的に評価する。

12



基本方針4 自己評価に基づく評価

- 大学の質保証の第一義的な責任は、その大学自身にある(内部質保証)。そのためにも、自己評価が重要。
 - － 機構が定める大学評価基準に沿って自己評価
 - － 機構は自己評価のための研修会を実施(本日午後ほか)
- 機構(評価担当者)は、自己評価の結果を分析(書面調査)し、訪問調査の結果と併せて評価する。

13



基本方針5 ピア・レビューを中心とした評価

- 評価担当者は、ピアである。具体的には、学長経験者、学部長等経験者、大学の教員及びそれ以外の者で大学の教育研究活動全般に関し識見を有する者。
- 高等教育のコミュニティによる自主的、自律的な活動としての質保証。
- 対社会的な信頼性の確保の必要性。
⇒基本方針6

14



基本方針6 透明性の高い開かれた評価

- 評価基準や評価方法を公開し、意見の申立制度を整備して、評価結果及び評価担当者名を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価を行う。
- 開放的で進化する評価を目指して、評価の経験や評価を受けた大学の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図る。

15



基本方針7 国際通用性のある評価

- 大学のグローバル化が進展しつつある現在、**認証評価（評価体制、評価基準等）**においてもまた、国際通用性が求められている。特に、以下の点を重視。
 - － 大学における内部質保証システム
 - － 学習成果
 - － 教育情報の公表
- 評価結果概要の英文での公表。

16



<参考：質保証の国際的動向>

- 内部質保証
 - 欧州高等教育質保証協会 (ENQA)等による欧州基準(ESG)改訂版(2015年5月)
 - 高等教育機関の内部質保証に関する欧州基準(10項目)
 - 外部質保証に関する欧州基準(7項目：訪問調査、外部評価者としての学生の参加等)
 - 外部質保証機関の質保証(7項目)
- 学習成果
 - 米国 Spellings 報告(2006年): アクレディテーションにおける学習成果 (Learning Outcomes) 評価の重要性 ⇒ Richard Arum and Josipa Roksa, *Academically Adrift* (2011)
 - オバマ政権下における「卒業率」向上努力
 - “Competency” ベース学習の勃興。他方で1単位45時間の法令化
- 教育情報の公表
 - 米国教育省による College Scorecard(2015、学費、卒業率、卒後の給与額)
 - 法令によって主要情報(13領域46～51項目)の公開を義務付け(2007、2008)(韓国)
- リスクベース評価の普及
 - 英国、オーストラリアにおける簡素化の工夫

17



評価結果

- 10の基準を全て満たしている場合には、「大学改革支援・学位授与機構の定める大学評価基準を満たしている」と判断し、その旨を公表する。
- 一つでも満たしていない基準があれば、「大学改革支援・学位授与機構の定める大学評価基準を満たしていない」と判断し、その旨を公表する。→ 追評価
- さらに、評価結果の根拠理由を記述し、あわせて「優れた点」「改善を要する点」等を指摘する。

18



追評価

- 大学評価基準を満たしていないと判断された大学は、評価実施年度の翌々年度までであれば、**満たしていないと判断された基準**に限定して追評価を受けることができる。
- 追評価において当該基準を満たしていると判断された場合には、先の評価と併せて、大学評価基準を満たしているものと認め、その旨公表する。

19



評価の実施体制

- **大学機関別認証評価委員会**：国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者から構成される。
- **評価部会**：評価委員会の下に設置され、具体的な評価を行う。対象大学の学部等の状況に応じ、必要に応じて分野の専門家等を配置する。
- **評価チーム**：評価部会の中に、対象大学ごとに主査と数人の専門委員からなる評価チームを編制する。
- **運営小委員会**：各評価部会間の横断的な事項や評価結果（原案）の調整等を行う。評価部会長と機構教員で構成する。

20



評価のスケジュール

自己評価担当者の研修・評価担当者の研修

- 自己評価書提出(6月末)
- 書面調査 ⇒ 評価部会
- 書面調査結果、確認事項の通知(訪問調査4週間前)
- 訪問調査(10月～12月) ⇒ 評価部会
- 評価結果(案)通知(1月)
- 評価結果(案)に対する意見申立(もしあれば)
- 評価結果確定(3月)
- 公表

21



書面調査と訪問調査

- 評価は、書面調査及び訪問調査により実施する。
- 書面調査は、各大学が作成する自己評価書(根拠資料・データを含む)の分析、及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等に基づいて実施する。
- 訪問調査は、幹部教職員(責任者)との面談、一般教職員との面談、学生・卒業生との面談、施設見学、授業見学、資料閲覧などを実施する。

※平成30年度評価より、従来の「大学現況票」及び「入学定員充足率計算表」を「認証評価共通基礎データ」に変更。内容としては、ほぼ同じ。

22



公正性を確保した対話的手続き

- 書面調査による分析結果を対象大学に通知し、確認事項等を提示する(文書による回答、意見を求めるが、訪問調査時に資料を示すことも可)。
- 評価結果(案)を対象大学に通知し、その内容等に対する意見申立の機会を設けた上で、評価結果を確定する。
- 「基準を満たしていない」との判断に対する意見申立に対しては、審査会における審査結果を基に評価委員会で審議して、最終的な決定を行う。

23



1巡目から2巡目、そして3巡目へ

- 中央教育審議会における大学教育に関する審議内容を踏まえた基準の見直し
 - 平成20年度いわゆる「学士課程答申」
 - 平成24年度いわゆる「質的転換答申」等
 - 大学、評価者の意見を踏まえた評価方法の改善
 - 基準、観点の表現の整理、見直し
 - わかりやすい評価結果への試み
-
- 平成27年度中央教育審議会における審議を踏まえた諸改正
 - 細目省令
 - 学校教育法施行規則第165条の2
 - ⇒ 平成31年度から3巡目へ

24



2巡目で重視してきた点

- 1巡目の検証結果、関係法令の改訂、中教審答申及び報告書、評価の国際的動向を考慮
- 基準等を一部改訂して以下を重視
 - ー 内部質保証システム(基準8)
 - ー 学習成果(基準6)
 - ー 大学における情報の公表(基準10)

25



2巡目の基準

『大学機関別認証評価:大学評価基準』

基準1:大学の目的

基準2:教育研究組織

基準3:教員及び教育支援者

基準4:学生の受入

基準5:教育内容及び方法

○学士課程

○大学院課程(専門職学位
課程を含む。)

基準6:学習成果

基準7:施設・設備及び学生支援

基準8:教育の内部質保証システム

基準9:財務基盤及び管理運営

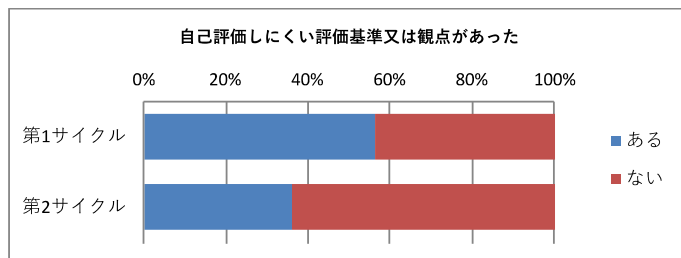
基準10:教育情報等の公表

26

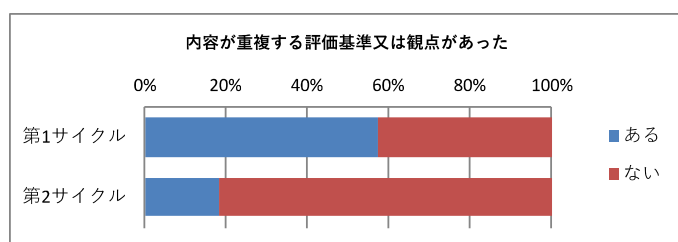


具体的な改善

- ⑤自己評価しにくい評価基準又は観点があった
(2：ある、1：ない、次も同様)



- ⑥内容が重複する評価基準又は観点があった



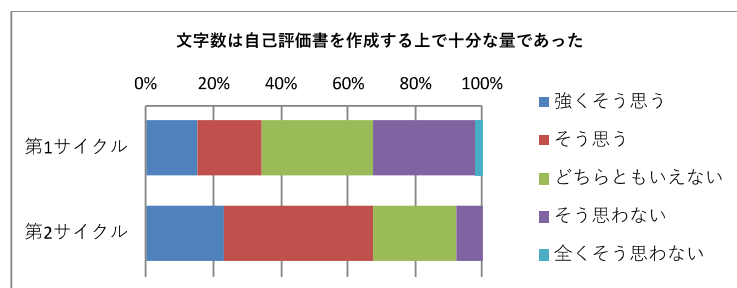
27



大学側も進歩している

- 内部質保証、自己点検・評価について優れた点を指摘される大学が増えてきている
- 分析、記述が概して明確になっている

- ⑥文字数は自己評価書を作成する上で十分な量であった
(5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない)



28



自己点検・評価や質保証が優れた点として指摘された大学(28年度)

- 8大学間連携事業による共通の卒業生調査、大学IRコンソーシアムの共通調査を活用し、他大学との相互評価、ベンチマークデータの比較により教育の質保証を図っている。(大阪府立大学)
- 平成28年度の認証評価に向けた自己評価書では、根拠資料・データの適切な提示や問題点の的確な把握を行い、質の高い自己評価を行っている。(福山市立大学)
- 全学科で自己点検・評価活動を体系的に行い、その結果を複数の外部委員による評価に付すなど、PDCAサイクルの確立に向けた優れた管理運営を行っている。(秋田県立大学)

29



自己点検・評価や質保証が優れた点(又は改善を要する点)として指摘された大学(27年度)

- 大学の活動の総合的な状況について自己点検・評価を適切に実施し、問題点を的確に把握している。(福井大学)
- 認証評価に向けて作成された自己評価書において、本文中に全学の状況について概略が分かりやすく記述され、また、改善を要する点等が的確に抽出されるなど、適切な分析がなされている。(大阪大学)
- 評価室の下に置かれた認証評価専門部会が自己評価を適切に実施し、大学として更なる改善に向けて必要な事項を把握している。(島根大学)
- 「中期目標・中期計画進捗管理システム」「大学情報基礎データベースシステム」「ポートフォリオ学習支援統合システム」等が連携して、体系的かつ網羅的に収集・蓄積しており、各部局の評価担当者、教務担当者はこれらの蓄積されたデータを自己点検・評価等に活用している。(佐賀大学)
- 平成27年度の認証評価における自己評価書では、根拠資料・データの適切な提示や問題点を的確な把握を行い、質の高い自己評価を行っている。(北九州市立大学)

(改善を要する点)

- 平成27年度の大学機関別認証評価のために作成、提出された自己評価書は、大学の総合的な状況を社会に対して分かりやすく説明するものとはなっていない。(静岡大学)

30

平成27、28年度における認証評価に関わる省令等改正

○学校教育法施行規則165条の2第1項の2

(平成29年4月1日から施行)

○学校教育法施行規則第172条の2

(平成29年4月1日から施行)

○大学設置基準第42条の3、大学院設置基準第43条

(平成29年4月1日から施行)

○大学設置基準第2条の3、大学院設置基準第1条の4

(平成29年4月1日から施行)

○学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(「細目省令」)第1条、第2条

(平成30年4月1日から施行)

⇒ 平成31年度からの3巡目認証評価に反映

31

29年度以降実施の認証評価への影響(その1)

三つのポリシーについて

1 卒業の認定に関する方針等の策定

(1) 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程(大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻)ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次のアからウまでの方針(大学院にあつては、ウの方針に限る。)を定めるものとする。(学校教育法施行規則第165条の2第1項)

ア 卒業の認定に関する方針

イ 教育課程の編成及び実施に関する方針

ウ 入学者の受入れに関する方針

(2) (1)のイの方針を定めるに当たっては、アの方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならないものとする。(同条第2項)

2 卒業の認定に関する方針等の公表

大学は、1の(1)により定める方針を公表するものとする。(同第172条の2第1項第1号関係)

32



	28年まで	29年以降
卒業認定・学位授与の方針	法令上の策定・公表の義務はなかったが、機構の基準では策定公表のそれぞれについて記載をもとめる観点を設けていた。	学部：卒業認定の方針については策定、公表ともに学校教育法施行規則によって義務化。 大学院：ガイドラインを踏まえて作成することが施行通知により奨励されている。 ⇒機構としては、2巡目から策定・公表を求めている。
教育課程の編成・実施方針	同上。	同上。
入学者受入れ方針	学教法施行規則の公表義務で公表が義務づけられている。	条文の整理はされているが、趣旨はこれまでと同じ。（「ガイドライン」によって具体化されている）
上記三つのポリシーについての一体的策定について	ガイドラインはなかった。	学校教育法施行規則：教育課程の編成・実施方針を定めるに当たっては卒業の認定に関する方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。（とくに、卒業認定、学位授与の方針が基礎となることが明示された。） ガイドライン ：一体的作成を奨励。 平成30年4月1日から、認証評価において3ポリシーに関しての評価が義務化される。

33



卒業認定の方針⇒期待される学習成果

『大学機関別認証評価：大学評価基準』:pp.13-14

- 「教員が何を教えたかという教育の成果」ではなく、
「**学生がどのような能力を身に付けるか（付けたか）**」という学生の視点に立つ
- 期待される学習成果とその達成度の測定に関する考え方は多様であるが、厳格かつ客観的な「成績評価」が必要。ただし、認証評価においては
 - － 個人の達成の測定でなく、教育課程について分析
 - － 指標を活用することが必要（直接的・客観的指標と間接的・主観的指標）

<『自己評価実施要項』:p.42～p.43、『Q&A』:Q47～Q49参照>

34



	客観的指標	主観的評価指標
卒業までに確認する学修成果	6-1-① 標準修業年限内の卒業(修了)率、標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、単位修得率、進級率、留年・休学・退学、資格取得者数、卒業(修士・博士)論文、卒業制作・研究活動の実績や成果採択・受賞状況、各種コンペティション等の受賞状況 (学位授与の方針に示される知識・能力の区分別に確認できるとうれしい。)	6-1-② 学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー概要等 (授業評価アンケートでは原則として代用できない。)
社会における学修成果の検証	6-2-① 学部・研究科等ごとの進学率・進学先、就職者の割合(就職者数/卒業(修了)生数)、就職率(就職者数/就職希望者数・就職先、卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)	6-2-② ・卒業(修了)生からの意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果 ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果

35

29年度実施の認証評価への影響 その2

SDについて

- 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(第25条の3に規定するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。(大学設置基準第42条の3関係)
- 観点3-3-①、8-2-②、9-2-④に影響

優れた点(例)

- ◎ 職員の自己啓発と意欲喚起等を目的とする職員資格取得表彰制度を創設している。
(大阪教育大学)
- ◎ 事務職員が海外の大学で講義、調査及び討論等を経験することにより、国際的な素養、総合的な企画力を向上させる海外SD研修を行い、グローバル化及び職務の高度専門化に対応した職員の育成に積極的に取り組んでいる。(奈良先端科学技術大学院大学)
- ◎ 「事務職員のミッション」を掲げ、人材育成として職階別にキャリアアップと求められる能力を整理し、職階別研修を実施するとともに、分野別研修を計画的に実施している。また、平成24年度から始まった自己研鑽型能力開発の取組「岡山大学若手職員塾」が先進的な活動を展開している。(岡山大学)

事務職員、事務組織に関する大学設置基準等の改訂内容



- 教員と事務職員等の連携及び協働
大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。
- 事務組織
大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

37

<基準10 教育情報等の公表>



『大学機関別認証評価：大学評価基準』:pp.21-22

- 3つの観点(目的等、ポリシー、教育研究活動についての情報)
- 法令等により公表が義務付けられている情報
 - (1) 教育についての基本情報(学校教育法施行規則第172条の2及び第165条の2の改正(平成29年4月1日施行))
 - (2) 自己点検・評価の結果(学校教育法第109条第1項)
 - (3) 教員の養成の状況について
(教育職員免許法施行規則第22条の6)
 - (4) 財務諸表等の情報(各大学を設置する法人に適用される関係法令(『Q&A:66』参照))
 - (5) その他(教育職員の課程認定等)
(学校教育法第113条については、『Q&A:65』参照)
- ウェブサイトのどこかにあるだけでは不十分

38



内部質保証システム

細目省令によって認証評価機関が定める評価基準が追加(平成30年4月1日から施行)

- 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
 - イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。
 - ロ 教員組織に関すること。
 - ハ 教育課程に関すること。
 - ニ 施設及び設備に関すること。
 - ホ 事務組織に関すること。
 - ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。
 - ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
 - チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。
 - リ 財務に関すること。
 - ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。

- 二 前号チに掲げる事項については、重点的に認証評価を行うこととしていること。

39



内部質保証

自己点検・評価を改善・向上につなげる仕組み

大学等が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、それによってその質を自ら保証すること。教育の内部質保証とは、大学等の教育研究活動の質や学生の学習成果の水準等を自ら継続的に保証することをいう。それぞれの教育課程の編成・実施に責任をもつ組織が、当該課程における教育研究への取組状況や、学生が身に付けるべき能力や課程における学習成果等を分析・評価して改善に活かすとともに、大学等各教育課程におけるこうした取組みを把握し、総体として改革・改善の仕組みが機能していること、およびそれによって、教育研究の質が確保されていることを保証する責任を有する。

(大学改革支援・学位授与機構編『用語集』から引用)

40

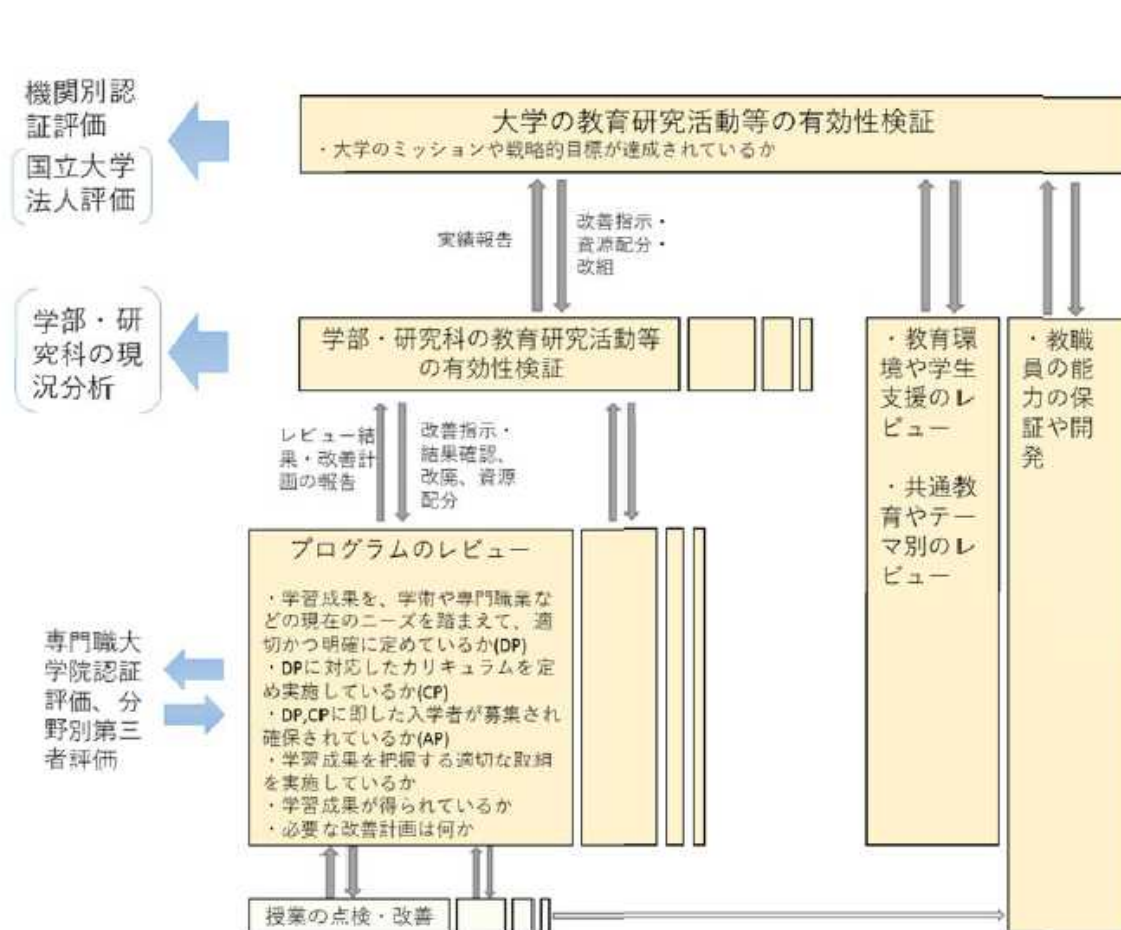


教育の内部質保証システムに求められること

1. 教育の内部質保証に関する方針と体制
2. 教育プログラムのモニタリングとレビュー
3. 教育プログラムの新設等の学内承認
4. 教職員の能力の保証と開発
5. 学修環境・学生支援の質保証
6. 大学や学部・研究科の教育研究活動の有効性の検証

※このページは説明会当日に投影したものです。

『教育の内部質保証に関するガイドライン』平成29年3月(大学改革支援・学位授与機構質保証システムの現状と将来像に関する研究会)pp. 3-4



※このページは説明会当日に投影したものです。

『教育の内部質保証に関するガイドライン』平成29年3月(大学改革支援・学位授与機構質保証システムの現状と将来像に関する研究会)pp. 3-4



細目省令の改正

・ 第1条第1項第四号

- － 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての**実地調査並びに高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取**が含まれていること。

・ 第1条第1項第五号

- － **認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。**

・ 第1条第2項第三号

- － 設置計画履行状況等調査(大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成十八年文部科学省令第十二号)第十四条に規定する調査をいう。)の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の**是正又は改善に関する文部科学大臣の意見**に対して講じた措置を把握することとしていること。

41



大学分科会「審議まとめ」(平成28年3月18日) より

- ・ また、重点評価項目は、その評価内容を大学や社会に対して情報をより分かりやすく示すことが特に求められる。そうした観点からは、各認証評価機関においては、**評価結果を段階別に示す**などの取組も有効である。(pp. 4-5)
- ・ このような方法を導入することに伴い、重点評価項目の評価結果が優れているなど大学の内部質保証が有効に機能していると判断される場合については、**次回評価の中で**、例えば、実地調査における確認事項の**簡素化**や、事前の書類提出で代替するなどの方法の工夫等、評価内容・方法を**弾力化・効率化**することも考えられる。(p. 5)
- ・ 大学設置基準等の法令遵守事項については、大学が質保証すべき当然の事項であり、引き続き評価・確認を行うことは必要であるが、例えば、大学が行う自己点検・評価書の記載の確認や、項目に応じたチェックシートによる確認を行うなど、**方法を簡略化**していくことも望まれる。(p. 6)
- ・ **改善の促進に資するようなフォローアップ体制を整備することが重要であり、その旨を認証評価に関する省令においても明確に位置付けることが求められる。**(p. 6)
- ・ 大学の内部質保証の機能に関する評価が高い場合の次回評価の効率化をはじめ、国立大学法人評価などの他の評価における教育研究に関する評価資料・結果も活用した評価に取り組むことを期待する。(p. 8)



大学機関別選択評価

参照資料

『大学機関別選択評価:実施大綱 選択評価事項』

43



選択評価とは

- 大学機関別選択評価は、機構が1巡目において実施した選択的評価事項に関する評価を発展させたもの。
- 大学機関別選択評価は、機構が定める**選択評価事項**について、認証評価とは別に機構が独自に行う第三者評価として実施する。
 - 機構以外の認証評価機関による認証評価を受け、大学機関別選択評価のみを機構に申請することが可能
 - 大学が希望する年度に申請が可能

44



選択評価の目的

1. 選択評価事項について大学を評価することにより、大学の**個性の伸長及び特色の明確化**に役立てる。
2. 評価結果を大学にフィードバックすることにより、教育研究活動等の**改善**に役立てる。
3. 大学の教育研究活動等の状況を第三者評価を通して**社会に分かりやすく示す**。

45



選択評価事項

- 選択評価事項 A : **研究活動**の状況
- 選択評価事項 B : **地域貢献活動**の状況
 - ← 1巡目:「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」
- 選択評価事項 C : **教育の国際化**の状況
 - ← 平成25年度から新たに追加。

**各選択評価事項とも原則P-D-C-Aの枠組みで
観点を構成**

46



目的の達成状況を4段階で判断

『大学機関別選択評価：自己評価実施要項』（p.5～）

- 目的の達成状況を中心に4段階で判断
 - － 極めて良好である(S)
 - － 良好である(A)
 - － おおむね良好である(B)
 - － 不十分である(C)
- 「優れた点」「改善を要する点」を抽出
 - 選択評価事項ごとに、観点の分析の中から目的を踏まえて、特に重要と思われる点を抽出
 - － 個性の伸長
 - － 取組、成果
 - － 目的達成の観点から達成の状況

47



選択評価事項A － 研究活動の状況 －

『大学機関別選択評価：自己評価実施要項』別紙2（p.17～）

48



○認証評価では、大学の活動を、主として、教育の視点から評価する。

●選択評価事項Aでは、教育の視点からは十分把握することが難しい研究活動の状況进行评估する。

●全教員の研究実績に対する1次評価を基に、研究活動の状況を部局別に分析する。

●部局別の評価を総合して、大学全体の評価を行う。

49

これまでの優れた点



- ◎ 21世紀科学研究機構におけるバーチャル研究所の設置による研究推進体制を整備し、分野・部局横断型、戦略的・学際的な研究プロジェクトを推進することが、新たな産学連携拠点の整備や教育カリキュラムの提供、大学院専攻の設置等、教育研究及び社会貢献活動の活性化につながっている。(大阪府立大学)
- ◎ 医学研究科臓器再生医学の研究グループでは、「iPS細胞を用いた代謝性臓器の創出および治療法開発」を行っており、世界に先駆けてiPS細胞から血管構造を持つ機能的なヒト臓器の原基を創り出すことに成功している。(横浜市立大学)
- ◎ 複合先端研究機構では、『Nature』等の国際的評価の高い学術誌へ論文発表、科学研究費助成事業基盤研究(S)及び若手研究(A)への採択、朝日賞の受賞、新学術領域への参画、科学技術振興機構戦略的創造研究推進事業「CREST」の実施等、複数の大型研究プロジェクトの実施を含む質の高い研究活動が行われている。(大阪市立大学)

50



選択評価事項B

— 地域貢献活動の状況 —

『大学機関別選択評価：自己評価実施要項』別紙2（p.21～）

51



●地域貢献活動の例

- 正規課程の学生以外への教育サービス・学習機会の提供
- 産業界との協力による地域産業の振興への寄与
- 国・地方公共団体・民間団体との連携による地域社会づくりへの参画
- COC及びCOC＋事業等の取組の実施による体制整備

●「地域」の範囲は、特に、限定しない。

- 大学の目的や状況に応じて適宜判断

52



これまでの優れた点

- ◎ 出前講義や高大連携教育による地域の高等学校との教育連携や、公開講座や幼稚園、保育園、老人クラブ等の訪問による地域住民の健康増進に資する普及・啓発活動等、地域を対象にした活動を活発に行い、それぞれにおいては高い満足度を得ている。(九州歯科大学)
- ◎ 教員地域貢献活動支援事業において、自治体、地域団体等から提案された課題に対する教員の活動を公募し、採択された活動に助成金を支給することで、地域課題の解決を目的とする調査、研究等の取組を推進している。(横浜市立大学)
- ◎ 地元金融機関及び県内企業出資のクラウドファンディング運営会社の創設に協力し、イノベーション人材育成プログラムの提供、創業者教育を推進し、地域の活性化に取り組んでいる。(山口大学)
- ◎ 当該大学が代表校となり北九州市内の諸大学が連携してまちなかESDセンターを開設し、持続発展教育推進のための地域実践活動を行い、多くの市民が活動に参加している。(北九州市立大学)

53



選択評価事項C — 教育の国際化の状況 —

『大学機関別選択評価：自己評価実施要項』別紙2 (p.23～)

54



- 教育の国際化に向けた活動について、目的の達成状況を評価するための観点に加えて、「国際的な教育環境の構築」、「外国人学生の受入」、「国内学生の海外派遣」の3つの視点から分析。

●教育の国際化に向けた活動例

「国際的な教育環境の構築」

- － 国際化に対応可能な組織体制の整備、教育内容・方法の国際化 等

「外国人学生の受入」

- － 外国人学生の受入実績、教育課程編成・実施上の工夫 等

「国内学生の海外派遣」

- － 国内学生の派遣実績、教育課程編成・実施上の工夫 等

55

選択評価事項における“評価”

『大学機関別選択評価 評価実施手引書』(p. 7～)

●目的の達成状況を中心に4段階で評価

- 極めて良好である(S)
- 良好である(A)
- おおむね良好である(B)
- 不十分である(C)

●選択評価事項Cにおいては、目的の達成状況の評価に加え、「国際的な教育環境の構築」、「外国人学生の受入」、「国内学生の海外派遣」の各項目の水準を4段階で評価

- 一般的な水準を卓越している(S)
- 一般的な水準を上回っている(A)
- 一般的な水準にある(B)
- 一般的な水準を下回っている(C)

(『選択評価事項C 水準判定のガイドライン(案)』 参照)



56



これまでの優れた点

- ◎ 国際環境工学研究科が実施している「戦略的水・資源循環リーダー育成(SUW)」事業は、外国人学生を環境リーダーとして認定するとともに、手厚い受入及び支援体制を備えており、当該事業で学んだ修了生は、企業、行政機関や大学・研究分野における基幹的、中堅的役割を果たし始めている。
(北九州市立大学)
- ◎ 国際環境工学部及び国際環境工学研究科では、中国やASEAN地域を対象とした短期留学生受入プログラム「環境未来都市構築のための戦略的エネルギー・環境リーダー育成短期受入れプログラム」を実施しており、毎年60人程度の学生を受け入れている。(北九州市立大学)
- ◎ 短期海外派遣学生の単位修得率が、科目ナンバリング制度を活用した厳密かつ効率的加えて安定的な単位認定によって、平成25年度が96.3%、平成26年度が97.4%、平成27年度が96.5%と高い。
(桜美林大学)
- ◎ 副学長(企画・国際担当)の配置による国際化分野でのリーダーシップの確立、留学生・国際交流委員会による全学への共有体制、国際センターによる恒常的な事務執行体制、アメリカ、中国等5か所の海外拠点により、国際化事業の推進体制を確保している。(桜美林大学)
- ◎ 国際化に対応することを可能とした組織と体制が整備されてきているが、とりわけアメリカ、中国、モンゴルに海外拠点を整備し、留学生募集、試験実施等の積極的な活用を図っている。(桜美林大学)

57



認証評価／選択評価は 大学と大学改革支援・学位授与機構との 信頼関係に基づく協同作業

自大学の質の向上を図るとともに、
社会に対し、その特長をアピールする機会！